

電気通信大学職員の休暇承認専決要項

制定 平成16年4月1日要項第10号
最終改正 令和5年10月30日要項第6号

(趣旨)

第1条 この要項は、職員が学長に申請した休暇の承認に関する専決について、必要な事項を定めるものとする。

(専決)

第2条 休暇の承認は別表の専決者欄に掲げる者が専決することができる。ただし、特別な事情がある場合は、この限りでない。

(雑則)

第3条 この要項に定めるもののほか、休暇承認の専決に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月6日要項第18号)

この要項は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年3月25日要項第6号)

この要項は、平成20年3月25日から施行し、平成19年12月1日から適用する。

附 則 (平成22年4月20日要項第6号)

この要項は、平成22年4月20日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則 (平成22年7月21日要項第14号)

この要項は、平成22年8月1日から施行する。

附 則 (平成23年4月26日要項第3号)

この要項は、平成23年4月26日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則 (平成23年7月20日要項第7号)

この要項は、平成23年7月20日から施行する。

附 則 (平成25年3月22日要項第17号)

この要項は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年11月13日要項第3号)

この要項は、平成25年11月13日から施行する。

附 則 (平成28年3月23日要項第8号)

1 この要項は、平成28年4月1日から施行する。

2 情報理工学部及び大学院情報システム学研究科に配置される職員の休暇の専決について

ては、別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 （平成28年12月27日要項第7号）
この要項は、平成29年1月1日から施行する。

附 則 （平成29年1月26日要項第13号）
この要項は、平成29年2月1日から施行する。

附 則 （平成30年3月30日要項第14号）
この要項は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 （平成31年3月28日要項第12号）
この要項は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 （令和2年9月14日要項第2号）
この要項は、令和2年10月1日から施行する。

附 則 （令和4年3月31日要項第16号）
この要項は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 （令和5年10月30日要項第6号）
この要項は、令和5年11月1日から施行する。

別 表

		年次休暇、病気休暇、特別休暇
請 求 者		専 決 者
事務職員	部長	学長が指名する理事
	課長、室長又は参事役	部長
	上記以外の者	課長
教育研究技師	統括学術技師	教育研究技師部長
	上記以外の者	統括学術技師
教育研究職員等	情報理工学域又は大学院情報理工学研究科	学域長又は研究科長
	情報理工学域又は大学院情報理工学研究科	類長、課程長、共通教育部長、連携教育部長又は専攻長
	情報理工学域又は大学院情報理工学研究科	上記以外の者
共創進化スマート社会実現推進機構	副機構長及び部門長以外の者	学長が指名する理事
上記以外の教育研究組織等	組織等の長	学長が指名する理事
	上記以外の者	組織等の長
非常勤職員		課長、類長、課程長、共通教育部長、連携教育部長、専攻長、センター等の長又は教育研究技師部長